

9月20日から26日は動物愛護週間



動物愛護週間は、ひろく動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。

動物愛護ふれあいフェスティバル
くいのち輝け人と動物の愛の輪で
飼う前も、飼ってからも考えよう

屋内会場

日時 9月6日(日)午後1時～4時30分
会場 東京国立博物館大講堂

定員 390人(先着順)

申込み 9月1日(火)～4日(金)に、電話
で(公社)日本動物福祉協会へ

屋外会場

日時 9月12日(土)午前11時～午後4時
会場 上野恩賜公園内(噴水池前広
場・上野動物園)

※直接会場へお越しください。

問合せ (公社)日本動物福祉協会 ☎0
3-6455-17733 / 東京都
福祉保健局環境保健衛生課 ☎03
-5320-4412

動物は責任と愛情をもって終生飼養

飼い主は、動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって終生飼養する責任があります。

不妊・去勢手術

繁殖を望まない・繁殖後適正に飼養することができない場合は、不妊・去勢手術を行います。不妊・去勢手術をすると性質がおとなしくなるなどのメリットがあるほか、生殖器系の病気の予防にもなります。

市では、平成26年度から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成制度を行っています。詳しくは、問い合わせてください。

身元の表示

迷子になり飼い主のもとに戻ることができない動物は少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やそのほかの動物には名札をつけましょう。犬については、登録と狂犬病予防注射を行う義務が飼い主にあります。

猫の飼育は屋内で

現在の交通事情や住宅事情を考えると、市街地で猫を飼う場合は、屋内で飼育することが望ましいといえます。上下運動ができるよう家具の上などにも上げられる工夫をし、専用のトイレ、爪研ぎなどを用意することが屋内飼育を成功させるコツです。

犬の散歩はルールを守って

犬を散歩させるときは、犬をリードできちんとつなぎましょう。散歩中にオシッコをしてしまった時はすぐに水で流し、フンをした時は家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り切れません。避難することになった時は、事情の許す限り動物と一緒に避難してください。また、動物のための防災用品(3日分以上のえさと水など)も用意しておきましょう。日ごろから、嫌がらずにケージに入る、トイレは決められたところであるなどのしつけをしておきましょう。

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎226

リサちゃんといくちゃんの 分別クイズ!

＜バーベキューで使うものの
分別はわかるかな?の巻＞



答え ① (洗ってから) 50 cm未満のものは「金属」、50 cm以上
のものは「粗大ごみ」 ② (水で濡らしてから) 「燃やせるごみ」
③ 「ごみ」

寄付

ご寄付ありがとうございます
しました

一般寄付

□匿名 100万円

教育振興のために

□匿名 23万円

◎問合せ 秘書課秘書係 ⑨306

暮らし

緑の募金にご協力を

9月1日(火)から10月31日(土)までの2か月間、市役所や市内公共施設に「緑の募金箱」を設置します。

皆さんから寄せられた貴重な寄付金は、東京の森林の整備、道路や公園などの花壇への植栽などに役立てられます。皆さんのご協力をお願いします。

募金箱設置施設

市役所1階案内・2階環境保全課、保健センター、ゆとろぎ、図書館、郷土博物館、スポーツセンター、スイミングセンター、福祉センター

◎問合せ 環境保全課環境保全係 ⑨226

福祉

家族介護慰労金の支給

市内在住の重度要介護高齢者を在宅で介護し次のすべてに該当する家族へ、慰労金を支給します。該当する方は、申請してください。

▼対象

- 重度要介護高齢者（要介護4・5の方）と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または介護者の自宅で重度要介護高齢者を支給基準日から過去1年間介護している家族
- 支給基準日の属する年度の前年度に、要介護者および介護者の属する世帯の構成員すべてが住民税非課税である家族
- 支給基準日の過去1年間介護保険サービスを利用していない家族（通算して7日以下のショートステイ利用を除く）
- 要介護高齢者が過去1年間、

90日を超える入院をしていないこと

※支給基準日とは、支給申請を行った日のことです。

支給額（年額） 1家族10万円

※申請方法など詳しくは、問い合わせてください。

◎申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係 ⑨197

臨時福祉給付金 専用ダイヤルを開設しました

広報はむら8月15日号でお知らせした臨時福祉給付金の専用ダイヤルを開設しました。臨時福祉給付金に関する問合せは、こちらの番号にお願いします。

臨時福祉給付金

特別窓口専用ダイヤル

☎0570-088-887

▼受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分（土日曜日、祝日を除く）

※混雑時・受付時間外は音声ガイダンスが流れます。

◎問合せ 社会福祉課庶務係 ⑨112

敬老金をお届けします

市では、市内在住の次の方に、長寿を祝して敬老金を贈呈します。

9月15日(火)ごろまでに、各地区の民生・児童委員が対象となる方のお宅を訪問してお届けします。

▼対象年齢・支給額

○満77歳の方（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日に生まれた方）：1万円

○満88歳の方（昭和2年4月2日～昭和3年4月1日に生まれた方）：2万円

○満99歳の方（大正5年4月2日～大正6年4月1日に生まれた方）：3万円

※平成27年度中に対象年齢に達する方に支給します。

◎問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ⑨176



地域密着！廃棄物処理ならおまかせ

お片付け 長年放置されたお部屋・あかずの間など... 廃棄物でお困り事はございませんか？ このお悩み私達が解決します！



Before After

丸順商事有限会社 検索

ポイントが貯まるよ！
丸順商事(有)
富士見平2-1-14
(受付時間 8:30~17:00)
☎042-554-2229



医療法人社団天陽会

柳田医院 内科 小児科・特定健診

日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

○診療時間 午前 8:30 ~ 12:30 午後 15:00 ~ 19:00 ※土曜日は~ 13:00
○休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800

駐車場 ゆとりの 20台

●友の会あります● 羽村 糖尿 検索

有料広告